

(15) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東京都港区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金340,200円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年8月10日

(2) 事故発生場所

八頭郡智頭町大字口宇波地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部東部農林事務所八頭事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、見通しの悪いカーブにおいて、前方の安全確認が不十分であったため、前方から走行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。